

## 見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 5 年 5 月 10 日

全国健康保険協会静岡支部  
支部長 長野 豊

### 1 調達内容

(1) 調達件名

「自治体と連携した事業所パターン別禁煙アプローチ」事業における情報提供業務委託

(2) 調達業務の特質等

仕様書による。

(3) 業務の仕様及び予定数量

仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日

(5) 納品場所

全国健康保険協会静岡支部

(6) 見積競争方法

契約は単価契約とする。見積書には、単価（税抜額）を記載すること。なお、見積金額には当該業務遂行に要する一切の諸経費を含めること。また、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

契約者の決定にあたっては、期限内に適正な見積書を提出した者のうち、見積金額が全国健康保険協会静岡支部の定める予算限度額の範囲内であり、かつ最低見積金額を提示した者を契約の相手方とする。

### 2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

- (7) プライバシーマーク、ISO/IEC 27001、JISQ 27001 又はそれに準ずる資格を取得している者、または個人情報保護に係る実施体制が整備されていると認められる者であること。

### 3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書等の提出場所及び問い合わせ先

〒420-8512 静岡市葵区呉服町 1-1-2 静岡呉服町スクエア  
全国健康保険協会静岡支部企画総務グループ 担当 松浦  
電話 054-275-6602

- (2) 仕様書等の交付方法

前記(1)の場所にて交付する。

- (3) 見積書等の提出期限

令和5年5月23日(火) 12:00

見積書には、事業所名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

記載漏れ、押印漏れ及び判読不可な見積書は無効とする。

提出した見積書の差替え、変更または取消をすることはできない。

- (4) 見積書等の提出書類

①見積書

②プライバシーマーク、ISO/IEC 27001、JISQ 27001 又はそれに準ずる資格を取得していることが証明できる書類の写し、または個人情報保護に係る実施体制が整備されていることがわかる書類。

- (5) 見積書等の提出方法

前記(1)へ直接提出(持参)または郵送により提出すること。

郵送で提出する場合は封筒の目立つ場所に「自治体と連携した事業所パターン別禁煙アプローチ」事業における情報提供業務委託に係る見積書在中」と朱書きをすること。また、送付方法は配達記録の確認ができる方法とすること。

### 4 その他

- (1) 予定数量は見込みであり、これを確約するものではない。数量の過不足に関しては異議を唱えることができない。

- (2) 当該案件の全部または一部を一括して第三者に請け負わせないこと。

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (4) 契約保証金

全額免除とする。

- (5) 見積競争の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積書の提出は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 提出した見積書の差替え、変更または取消しをすることはできない。
- (9) 決定業者には見積提出期限より 7 日以内を目途に電話で連絡することとする。

【参考】全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者をその期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
3. 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。